

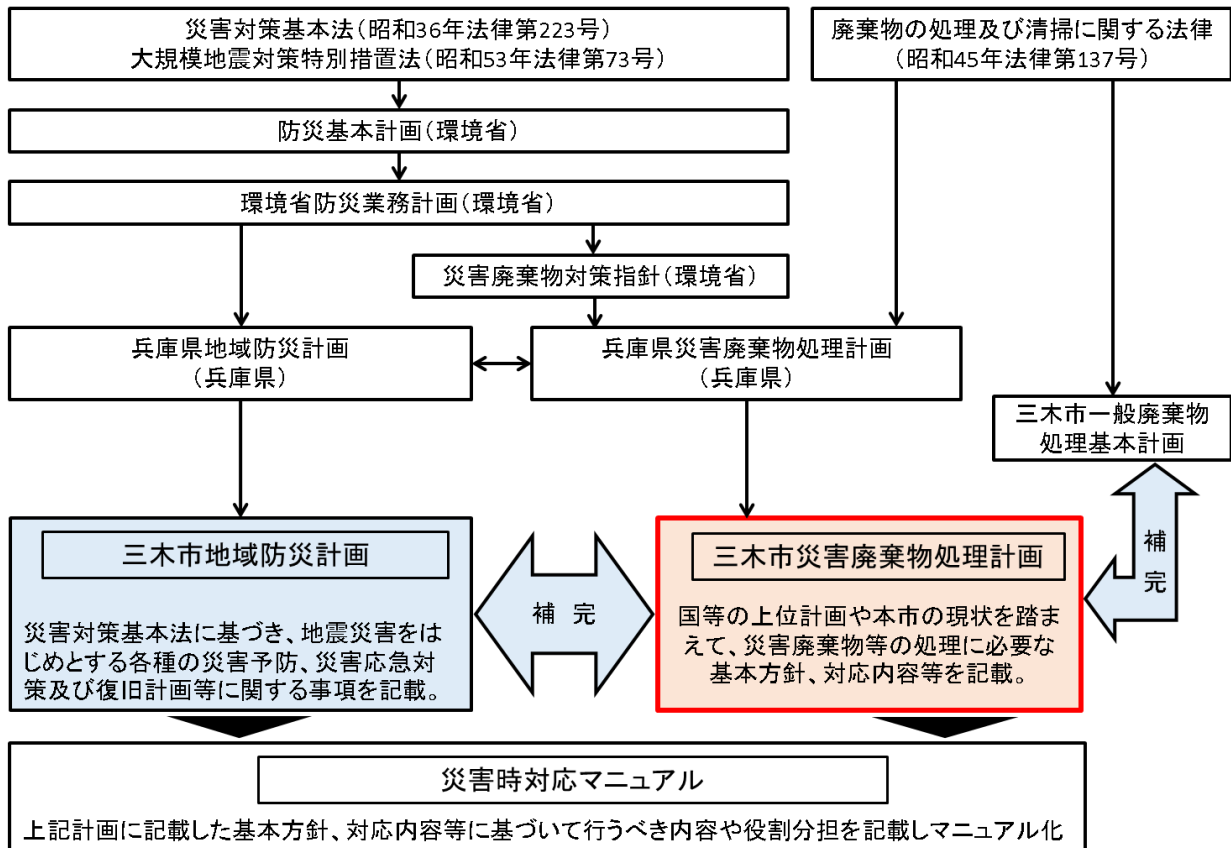
三木市災害廃棄物処理計画【概要版】

□ 計画策定の背景及び目的

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模地震とこれによる津波の影響で被害が広範囲におよび、膨大な量の災害廃棄物と津波堆積物が発生し、その処理に当たって市町村が混乱したため、被災地の復旧・復興の大きな障害となった。
- 近年では令和元年10月の台風第19号による大雨をはじめ、平成30年7月の西日本豪雨など、豪雨による災害が各地で頻繁に発生しており、これらに伴い発生する大量の災害廃棄物処理に迅速な対応と対策が求められている。
- これらの背景を踏まえ、災害により発生する災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施するとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興することを目指して「三木市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

□ 計画の位置づけ

- 本計画は、国の指針に基づき県計画と整合を図りつつ、本市の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものである。
- 本市の災害対応全般を示す地域防災計画と一般廃棄物処理に係る基本計画である「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」（令和元年11月策定）を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。



□ 対象とする災害

○ 地震災害

地震動により生ずる直接被害及びこれに伴い発生する液状化、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害

○ 風水害その他自然災害

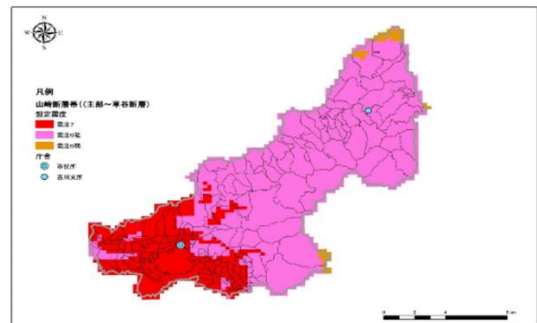
大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害

(本計画での想定災害)

「山崎断層帯主部（北西部）と山崎断層帯主部（南東部）、草谷断層の3連動地震」

(以下、「山崎断層帯地震」という。)

三木市	世帯数 (世帯)	建物被害		出火・延焼被害	
		全壊 (棟)	半壊 (棟)	出火件数 (件)	延焼棟数 (棟)
	32,179	16,403	13,611	38	242
人口 (人)	人的被害（早朝）				
	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)	避難所 生活者 (人)	避難生活者 (在宅避難者 含む) × 1.2 (人)
81,909	1,022	464	1,028	15,048	18,010



□ 対象とする業務範囲

- 本市が行う一般的な廃棄物処理業務である「収集・運搬」「再資源化」「中間処理」「最終処分」とそれに関連する一連の業務とする。

□ 市及び市民・事業者の役割

- 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、分別・再利用等により災害廃棄物の減量が図られるよう、市及び市民・事業者は相互に連携を図りながら協力を行う。

対象	時期	役割
市	災害発生前	(1) 他市町や民間事業者、関係団体等との連携を密にし、災害時の相互応援体制を構築する。
		(2) 平常時より、一般廃棄物処理施設及び処理施設の保全を行うとともに、災害廃棄物処理に必要な資機材等を備蓄する。
		(3) 災害発生時の廃棄物の収集・運搬については、他市町や民間事業者等に支援を要請し、迅速に対応できる体制を構築する。
		(4) 簡易トイレ（マンホールトイレ・し尿凝固剤等）の備蓄について庁内関係部局と情報共有を行い、迅速かつ適正に処理する体制を構築する。
		(5) 災害発生時に迅速に対応できるように、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。
		(6) 仮置場の候補地の選定を行う。
		(7) 市民やボランティア、関係団体等に、災害廃棄物の処理方法や分別等の周知・啓発を行う。
市	災害発生後	(1) 災害廃棄物の発生量を推計するとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害時の応急体制を構築する。
		(2) 仮置場の設置、維持、管理を行う。
市民	災害発生前	(1) 住宅の耐震化やタンスの固定など、地震による家屋の倒壊、家具・家財の破損を防止する。
		(2) 日頃から地域の側溝のごみや泥等を除去し、浸水防止に努める。
		(3) 断水を想定して、し尿凝固剤等を備蓄する。
		(4) 市と協議の上、近隣集積所の候補地を選定する。
市民	災害発生後	(1) 災害発生時に市が発信するごみの分別・排出ルールを順守し、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。
		(2) ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外へ排出しない。
		(3) 市と協議の上、近隣集積所の開設やごみの分別・衛生確保に協力する。
事業者	災害発生後	(1) 市が中心となって災害廃棄物の処理を行う。
		(2) 被災により事業所から排出される廃棄物は、事業者の責任において適正処理に努める。
		(3) 本市との協定等に基づき、必要な資機材や人員の提供など、災害廃棄物処理等に協力する。

□ 組織体制・協力支援体制

- 大規模災害が発生し、膨大な量の災害廃棄物処理が必要と認められる場合においては、災害対策本部内の災害対応環境班が廃棄物処理に関する業務を担当する。
- 災害廃棄物の処理は原則として市が行うが、迅速な処理実現に向けて周辺自治体や民間事業者等と連携して災害廃棄物の適正かつ効果的な処理を行う。

□ 市民への啓発・広報、各種相談窓口の設置

- 廃棄物の排出方法に対する市民の理解を得ることや分別排出を徹底するために、市民に対して利用可能なメディアを用いて、可能な限り迅速に必要な情報を広報する。
- 相談窓口を設置して、市民からの相談内容やその対応方法など情報の共有化を図る。

□ 災害廃棄物処理の基本的な考え方

(1) 計画的かつ円滑・迅速な処理

市民の健康の保護、生活環境衛生の確保を確実に図るとともに、一時的に大量に発生する災害廃棄物の発生量や被害状況を的確に把握して仮置場を適切に設置し、国や県、民間事業者等と連携して計画的かつ円滑・迅速な処理を行い、早期の復旧・復興を目指す。

(2) 環境への配慮

災害廃棄物の収集運搬や仮置場での保管・処理、仮置場から処理施設や処分場への運搬等の作業実施に当たっては、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等周辺環境への影響に十分配慮するとともに、便乗ごみの排出や不法投棄、野焼きの防止について対策を講じる。

(3) 安全の確保

災害廃棄物はごみの組成・量が平常時とは異なり、危険物が混入していることも想定される。このため仮置場では作業の安全性を十分に確保するとともに、仮置場に災害廃棄物を搬入する市民等の安全確保にも配慮する。

(4) 分別・選別・資源化の推進

家庭や解体現場等での災害廃棄物の分別・資源化を推進し、廃棄物の処分負担を極力軽減できるよう取組むとともに、仮置場では建設用重機等を用いて破碎・粗選別による中間処理を行った上で（処理委託先の受入基準によっては人手による細選別が必要な場合がある）、リサイクル可能なものは極力資源化を図って復旧・復興に役立て、焼却が必要な場合は清掃センターや民間事業者等で処理を行うことにより、埋立処分量の低減を図る。

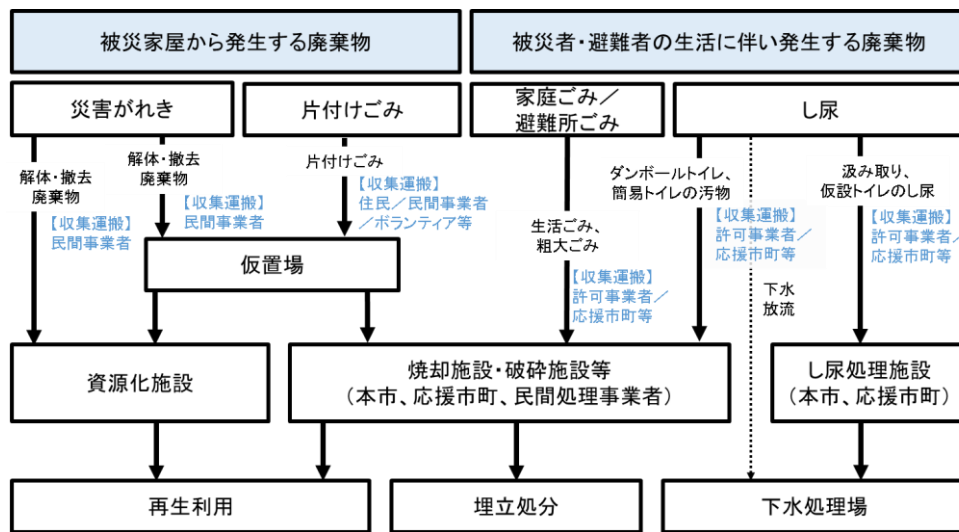
□ 災害廃棄物発生量

- 山崎断層帯地震発生時に想定される災害廃棄物発生量 ⇒おおよそ1,890千トン

種類	災害廃棄物 (トン)	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
三木市	1,890,907	340,363	340,363	983,272	124,800	102,109

□ 災害廃棄物処理

- 発生する災害廃棄物は、下図の流れで処理を進め、可能な限り早く完了することを目指す。大規模災害の場合においても最大3年で処理を終えることを目標とする。
- 災害発生時には、災害がれきや片付けごみなど大量に排出される災害廃棄物を一時的に積み置きできる仮置場を設置する。仮置場では、分別の推進と作業の安全を考慮して仮置場内の配置等を決定するとともに、環境リスク対策等を行う。
- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とするが、被害状況や避難所設置場所などを考慮して、収集運搬ルートや他市町等からの応援を含めた処理方法を決定する。
- 災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進する。



□ し尿処理

- 避難所や上下水道の被災により水洗トイレが使用できない在宅避難者に対して、仮設トイレ等を必要基数設置し、し尿処理を行う。
- 仮設トイレは災害発生時不足することも想定されるため、設置計画を定めるとともに、平常時からし尿凝固剤を用いた携帯トイレや段ボールトイレなどの簡易トイレの備蓄を行うとともに、市民に対しても備蓄を呼びかける。
- 災害発生時は、仮設トイレ必要者数と非水洗化区域のし尿収集人口を踏まえ、し尿収集必要量を把握し、収集体制を構築する。
- し尿処理については平常時と同様に三木市クリーンセンターで処理を行う。ただし、山崎断層帯地震等三木市クリーンセンターの処理能力を超過する仕様が発生すると想定される場合は、県を通じて周辺自治体の協力を得て処理を行う。

必要者数 (人)	必要者数 (人)		仮設トイレ 必要基数 (基)	し尿収集必要量 (リットル/日)
	避難所への 避難者数	断水による 仮設トイレ必要人数		
43,016	15,048	27,968	574	85,374